

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成29年1月23日（月）午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 前田 巖（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 野原 俊郎（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 宮地 佐都季（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 建元 亮太（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 美崎 大典（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 牧野 茂（第二東京弁護士会所属）
弁護士 浦城 知子（東京弁護士会所属）
弁護士 板橋 喜彦（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者6番は欠席した。

4 議事概要

司会者

定刻になりましたので裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日は、評議への実質的参加と審理の在り方、というテーマを設定させていただきました。問題意識としては、裁判員制度には国民の視点や感覚と法律家の専門性との交流、これを協働といいますけれども、これによってそれぞれの長所が生かされた裁判が実現されることが必要であるということになります。そのためには、まず裁判員の方々が法廷で事件あるいは証拠を理解し、自分の考えを持ってみんなと議論できる、こういうことが欠かせないわけですね。その上で多様な視点からの御意見を交換して、納得と自信の持てる結論に至ったと感じていただける、こういうような評議をしていきたいと考えております。

そこで、実際に裁判員裁判を経験された皆様に、一体そういうことができるためには、どんなことを法曹はしていかなければいけないのか、これを本日は伺ってまいりたいと思っています。主として、まず一つは検察官や弁護人の法廷活動は、今言ったそういう協働ができるための、要するに裁判員の方々が自立的な意見を形成するために必要なことをきちんと法廷で行っているのかどうかということです。それからもう一つは、裁判官の説明あるいは議論の進め方、これが今言ったような観点から適切なのかどうか。この辺りについて評議から振り返って何が問題なのか、これを本日は考えてみたいと思っています。議論に当たっては、申すまでもないことですが、評議の秘密、これは守っていかなければならないということになりますので、経験者の皆様、本日は7名の方に御参加いただいておりますが、評議でどんな話が出たか、これは差し控えていただくんですが、どんな場面でどんなことを感じたり、あるいは考えたりしたか、これを伺うことよって、今のような問題を考えるよすがにしていきたいと思っています。2時間と短い時間ではありますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、本日の意見交換を進めるに当たって、お見えいただいている7名の裁判員経験者の方それぞれがどんな事件を御担当されたのか、これをごく簡単に私のほうで御紹介して、それに関してそれぞれ経験者の方から御感想とか、その後いろいろ考えられたことを御紹介していただき、その後、先ほどのテーマについての意見交換に移りたいと考えております。

まず、1番の方が担当された事件ですが、これは建造物等放火、それから殺人未遂の事件でした。寝たきりの状態にある義理の母親と、それから病気のために足が不自由となっていた被害者である夫の在宅介護を被告人が1人で続けていた中で、夫から介助等が下手だと怒られ、自分の存在や努力、これを否定されたと思って心が折れて、夫を道連れにした心中目的で自宅の放火に及んだという事案です。犯罪事実自体には争いがなく、量刑が問題だっ

たという事件で、被告人質問のほかには、夫や消防隊員の証人尋問を行っています。職務従事期間は、5日間でした。この事件について感じられたことやお考えになったことなどをお願いします。

1 番

比較的短い期間だったんじゃないかなと思います。裁判官の話を聞きながら、争点はどこにあるかというのを理解できたのは2回目の公判の日だと思います。3回目の公判には最終的な弁論が終わって、次回はもう判決を出すという段階で評議させてもらったんですけども、3回目の公判にやっと事件のことが理解できたかなという、そんな思いで判決が出たんです。判決が出た後もやはり、自分がそうやって下した判決によって被告人が現在どのような生活をしているのかと考えるような、そんな思いでおります。

司会者

ありがとうございました。2番の方が担当された事件は、暴力団幹部である被告人が、暴力団の資金稼ぎということで覚せい剤、あるいは覚せい剤のようなものを譲り渡すという密売ビジネスを行っていたこと、そのための売り物の覚せい剤を持っていたことを中心とする事案でした。覚せい剤の一部については、ほかの暴力団幹部のビジネスの売り物で自分のものじゃないというところを争っていました。証人は、もう1人の暴力団幹部と密売をした手下の組員で、被告人本人から事情を聞くということで、7日間にわたって裁判員として従事いただきました。全部について有罪という結論でした。

2 番

一つ一つが勉強になったというのが感想です。ありがとうございましたというのが感想です。

司会者

3番の方が担当された事件は非常に争いがありまして、10日間にわたって従事いただきました。強盗致傷ですが、会社社長が銀行からお金を引き出

して運ぶのを狙って襲い、数千万円の入ったかばんを奪った際にけがをさせたという事案です。実行犯は外国人なのですが、その実行犯が共犯者だと言っている者が法廷にいる被告人かどうかが問題になった事件です。さらに、被害者が似たような被害に何度か遭って保険金をこれまでにもらったことがあるということで、狂言強盗ではないかという疑いを弁護人は持っており、そこも争った事件と聞いています。結論としては、犯人であるということを確認して、また事件も狂言強盗ではないということを確認して、判決の言渡しをしたと聞いております。担当されているいろいろお感じになったり考えられたこととしては、どんなことがありますでしょうか。

3番

被告人が数百日、ずっと独居にいて、誰にも会うことができなかったということなのですが、それはちょっときついんじゃないかなと思いました。もし無罪だったら無罪、有罪だったら有罪かもしれないけど、それはどこかで接見禁止を解除すればいいんじゃないかと。そういうのはやっぱり思いましたね。

司会者

そんなことを考えたということによろしいでしょうか。

3番

はい。

司会者

次に4番の方が担当された事件は、殺人未遂の事件です。妻の勤務先の社長の事務所に行き、妻と不倫をしているだろうと問いただして被害者がそれを認めなかったために、殺意を持ってその犯行前に用意していた包丁で腹を突き刺したという事案です。被害者の方は一命を取り留めたので殺人未遂ということですが、全治まで約6か月という傷害を負った事案でした。争点は殺意の内容と、それがいつ生じたのかということで、判決では、最初切りか

かったところから被害者を殺そうとする意思があったという認定をしたということでした。証拠調べとしては、被害者の方の証人尋問、法医学の医師を証人尋問し、7日間にわたって職務に従事されたと伺っております。いかがだったでしょうか。

4番

事件そのものはそんなに大きな争点はなかったんです。被告人ももう殺意を認めてましたし。むしろその量刑をどうするかという問題がありました。ただ、被告人の生育環境ははっきり言ってあまりよくなかったんです。その中で仕事に就いて、結婚して子供を作って、はた目には一生懸命働いていたんですが、こういう不倫のトラブルで相手を刺してしまったということなので、いまだに私はもやもやしてます。

司会者

次に5番の方の事件です。5番の方の事件もまた殺人未遂事件でした。被告人が、前に知り合った、これは多分本当の名前ではないんですが、ある名前を名乗る女性を恨んでいて、たまたまその人に似た女性を見つけたので、その人を呼び出して、その人に対してバールで頭を多数回殴り、首を絞めるというものでしたが、途中でその恨んでいた相手じゃないことが分かったんで手を離れたということで、死亡させるに至らず未遂に終わったという事案です。4番の方の事件は、殺意の有無というよりは、殺してやろうだったのか、ひよっとしたら死ぬかもという境目のところが問題にされた事件ということだったんですが、5番の方の事件は、殺すつもりがあったかなかったかという殺意の有無、いつそれが生じたのかということで、検察官はそもそもバールを用意した段階で殺害するつもりがあったんだという主張をして、弁護人は、いや、そんな気持ちはなかったんだという主張でした。裁判所は、最初にバールを買ったときからということではなくて、殴ったときから殺意があったと認定したケースです。この事件も、被害者の方等を証人として調

べています。この事件では6日間にわたって職務に従事されたと聞いております。経験された御感想やお考えがあればお聞かせいただければと思います。

5番

進めるに当たっては、ディスカッションも割とうまくいきました。裁判では、具体的な証拠物件があったので、その判定をしました。弁護側の主張が非常に弱かったと私は思います。弁護人も、若くて経験不足なのかなど。情緒的なことを強く主張して、具体的なものに関しては非常に弱かったと思いました。最終的には懲役刑で終わったんですけれども、私とすれば妥当だったかなと思っております。

司会者

次に7番の方の事件です。7番の方の事件は、これは今回お集まりいただいた方の中では一番難しいほうに当たるのかもしれませんが。13日間にわたって職務に従事していただきまして、事件の対象になった犯罪もいろいろ多岐にわたっており、罪名は営利略取、逮捕監禁、強盗致死、死体遺棄、拐取者身代金取得です。振り込め詐欺で得た多額の現金を持っているだろうという被害者から金を奪っても警察に被害届を出されることはないだろうということで、被告人と共犯者らで襲って、拉致して監禁して、現金などを奪って、さらにその際に強い暴行を加えたことで被害者が死亡したという件が営利略取、逮捕監禁、強盗致死ということになります。その発覚を免れるために死体を埋めて遺棄し、さらにその後、被害者が生きてるかのよう装ってその交際相手に働きかけて、その方に預けていた現金を身代金として要求して、これも取ったという事案と聞いています。争点としては、被害者が亡くなった原因が暴行の機会にあったのかなかったのかということで、誰がどんな暴行をいつ加えたのかということが争いになり、さらに、一連の犯行で被告人の役割とか関与の程度がどういうものだったのかということが関心事であり、その共犯者として、身代金取得に、共犯者の1人が関わっているのかどうか

ということを争点にして審理が行われ、具体的には、その中で被告人がどんな関わりをしたのかという点、これは量刑でも問題になった事案と聞いています。判決は有罪で無期懲役であったと伺っています。長い事案で深刻な事件だったので大変御苦勞されたんだと思いますが、お感じになったことやお考えになったことを承ればと思います。

7 番

もともとミステリーとか推理小説が好きだったので、ちょっと興味本位でお受けして、本当に実際に弁護士とか、皆さん弁が立つのにまず感動して、ドラマよりすごいと思いました。証人尋問の証人の人数も多いし、登場人物も多いし、場面もすごく多くて、メモがすごい大変だったんですね。裁判官のメモをとるスピードはびっくりしました。被告人、共犯者、悪人なんですよ。暴力団なんですよけれど、何か複雑な家庭環境があったのかなとか、同情する気持ちと、やっぱり悪いことはしてるんだという気持ちと、そのせめぎ合いが私にはこたえました。

司会者

8 番の方の事件も複雑な事件でした。強盗殺人、死体遺棄等の事件ですが、被告人 2 人が共謀して、会社を営んでいた被害者を殺して資産を奪おうと考えて、呼び出した車の中で、その被害者の首を絞めて殺害して、現金や車のキーを奪い、死体を埋め、さらに、その奪った車のキーを使ってその被害者が持っていた車を何台か奪うといった強盗殺人と死体遺棄です。そのほかにも、被害者が亡くなったということで、知り合いが社長に就任したというように装って、契約金や貸し金庫に預けてあった現金をだまし取った事案です。争点は、2 人の被告人のうちの 1 人が強盗殺人については共謀していないのだと主張していた点と量刑であったと聞いています。8 日間にわたる職務従事期間であったということですが、結論としては判決はいずれの被告人にも全部の訴因で有罪として、それぞれ無期懲役を言い渡したと聞いており

ます。これも大変な事件だったかと思いますが、いろいろお感じになったことやお考えになったことをお聞かせいただければと思います。

8 番

まず、裁判の内容を聞いたときに、最初にびっくりしたのが、2人の被告人を一度に裁くんだということでした。さらに、この2人の被告人で言うことが違うという、そこが一番の争点になるということから、弁護側と検察官側、両方の意見を評議でまとめていくというのが大変でした。そういった認めてない1人の被告人について判断を下すに当たっては、その責任感というのを非常に感じました。

司会者

ありがとうございました。皆様それぞれに大変御苦労いただいたんだと思います。それで、先ほどのテーマに戻りまして、皆様が取り扱われた事件、それぞれかなり特徴の違う事件でありますけれども、そういうものに取り組まれる中で、まず法廷での審理はどうだったのかということ伺いたと思います。事件で問題とされていることを皆様が判断する上で、あるいは業務をする上で、法廷での検察官や弁護人の主張は理解しやすいものだったのか、何が問題だということなのかが皆様なりに把握ができたか、この辺りをまず第一に伺ってまいりたいと思います。いかがでございましょうか。

3 番

これ私の担当した事件なんですけれど、検察官が説明するときに、こういうことを説明するということを言ってくれないと、何を証明するために言ってるかということが分からないと思うんです。最初は、検察官が言ってる内容が理解できなかつたんです。最初にこういうことを説明するというか、証明しますということを言ってくれると、もう少し分かりやすくなったと思うんです。

司会者

検察官は言うことにはなってるんだけど、それでも少し分かりにくかったということでしょうか。

3 番

はい。その前に、その事件の内容自体を理解してなかったというのもあるかもしれないです、最初的时候に。ああ、なるほど、こういうことをやっているのかというのが後で理解できるというので。

司会者

3 番の方の取り扱われた事件は、事件の構造自体がすごく複雑なものだったというところもあるのかもしれないです。それでもそういうものがなかなか理解しづらかったということですか。

3 番

はい。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。この事件では何を問題にしているのかという辺りが検察官の話あるいは弁護人の話、ここから、なるほど、これかという形で、ならばこういうところを注意して見ていこうかなとか、そういうところが取り組みの前提としてできたのか、提供されたのかどうかとか、この辺りだと思うんですけども。

4 番

裁判員等経験者に対するアンケートの結果の法廷での説明等のわかりやすさというところで、検察官は比較的分かりやすくて弁護人が分かりにくいという数字が出てると思うんですけども、検察官は調書を作って、それでストーリーと言っていいのかどうか分かりませんが、話を組み立てて、こうであるという説明をするので、これは割合分かりやすいんだと思うんです。弁護人は、何を証明しようとしているのか、あるいは何を反証しようとしているのかというのが分かりにくかったということもあるんです。これは攻撃と防御

みたいな恰好になりますから、弁護人のほうがやや不利かとは思いますが、その辺もう少し分かりやすく法廷で弁論していただくと有り難かったかなと思います。

司会者

4番の方の実際に担当された事件でも、やっぱりそれと同じような印象を受けられたということなんでしょうか。

4番

そうですね。ちょっと主張が弱いんじゃないかという感じがしました。

司会者

強い弱いというお話もあるんですけど、何を問題としているかということもつかみにくいということになりますか。

4番

そうですね。何を言いたいのかというところがちょっと分かりにくかった感じがします。

司会者

ありがとうございます。ほかの方からはいかがでしょうか。

5番

ある事件があって、犯行を行った犯人は、弁護人を選ぶ、国選弁護人しか選べないとか、あるいはお金があればある程度優秀な弁護士を雇うことができると思うんですが、この事件に関して、ちょっと経験不足の弁護士だったら無理だなというジャッジを裁判所はしないんですか。

司会者

本日の本題とは違いますので、国選弁護人の場合は経験の浅い方とは必ずベテランを組み合わせるとか、そういう形にはなっていることだけ説明させていただいて、その程度でよろしいでしょうか。

8番

私の事件であったことなんですけれども、検察官が証拠を出してきたんですが、客観的事実というか物証が少ない事件だったんです。その中で私たちが疑問に思ったことがあって、それを実際に被告人に質問すると、被告人は警察にはしゃべってますということがありました。結局、警察から検察に上がったときに、検察が裁判での証拠として採用しなかったというようなことがあって、検察側の証拠というのを全て、もう少し私たちにも出してくれたらよかったのかなというのは思いました。

司会者

今のお話は、途中で警察官、検察官、それぞれスクリーニングをしていく中で落ちたところが、実は裁判に臨んで証拠を見て、あるいは議論する中で気になったということでしょうか。

8番

そうです。私たちの評議の中で、どうなったんだらうねということで被告人に質問したところ、警察にはもうみんな話してるとおりということを知ったということがありました。

司会者

7番の方は先ほどミステリーに関心があるというお話もありましたけれど、そういう中で、それぞれの主張で、何を問題にしているのかという点はどのように御覧になったのでしょうか。

7番

内容があまりにもこんがらがっていたんですけど、弁護人も検察官も話がとても聞きやすく、それぞれの話はとても分かりやすかったです。自分の頭の中での整理が大変だったということだけです。

司会者

こういうところをもっと、検察官なり弁護人なりも頑張ってくれるといいのに、みたいなところは、何かお気づきのところはありませんか。1番の方、

2 番の方、何かお気づきのところがありましたらお願いします。

2 番

私の場合なんですけれども、検察官、弁護士、一生懸命分かるようにということでやっていただいたんですが、少し分かりづらいものもありました。一生懸命やっていただいているというのは伝わってくるんですけども、いきなり始まって資料を渡されて見て説明を受けましたが、その説明についての説明をしてほしいみたいなものもあったのは事実だと思います。最後の頃になるとその辺が大分分かってきたんですけども、いきなり 1 日目、2 日目はもう少し説明の説明が欲しかったかなというのがあります。

1 番

事件の内容は大変分かりやすく、よく分かりました。それで、なぜこういう事件が起きたのかと、自分でもっとほかに対応があったんじゃないかと、いろいろなことを思い巡らせながら、事件に関わるポイント、誰が何をどうしたとかじゃなくて、どういう判決を出すかということを考えました。判決の事例を見せていただいたので、大体こういう判決が出るんだろうなというのは分かりました。それがなかったら、多分何を基準にどういう判決を自分自身として出したらいいいのか分からなかったです。事例を見せてもらったのが大変有り難かったです。

司会者

例えば、どういうふうにこの被告人の刑を考えてくれという形で検察官が言ってることとか、あるいは弁護士が言っていること自体の把握はいかがでしたか。

1 番

はい。大変分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。今は主として検察官、弁護士がどういうことを言

いたいのかというところを捉えたんですけれども、それを踏み込んで、皆様が法廷で御覧になった証拠で判断するということですので、その判断の材料について、どんなものが出てきたのかという中で、例えばその証拠の意味ですとか、あるいは検察官、弁護人の質問の意味とか狙いをどう御覧になったのかというところですね。これが理解しやすければ皆様も多分なるほどということ、議論のための自分の考えをまとめやすくなるということだと思いますが、その辺りが実際どうだったのかという点を、もう少し伺ってまいりたいと思います。主張の中身がどうだったのかという話とリンクするところがあるかと思いますが、経験されていかがだったでしょうか。

3番

1番の方が言ったように、最初はよく分からず、2日3日たってくると内容が分かってくるというのは、私も本当にそうなんです。その証拠自体というよりも、状況証拠でこうなってるというだけであって、実際の証拠が出てきてるわけじゃないから、困ってしまったわけです。ただカメラで映ってる、多分これだということだけど、だからあなたしかいないよという状況だけだったんです。弁護人は、これはやらせじゃないかということがあったから、それも出てるんだろうけど、検察官はストーリーを組んでいるかどうか分からないですけど、こうだからあなたはこう言った、こう言ったからこうだよという状況ですよ。カメラに映っているこの人似てるもんな、この人そうだよな、だけど実際、テレビで見てるようにはぱっと顔は分からないから。

司会者

そういうところで御苦労されたということですね。3番の方の担当した事件というのが、一つはその事件が本当に事件なのというところで、狂言強盗ではないかということがあって、そちらは証拠を見せられたものも分かりやすかった。もう一つの実行犯と一緒にいたというのがこの被告人なのかどうかの証拠というのが状況証拠だけだったので、その組み立てや何かはちょ

っと分かりづらかったと、こういうことなんですか。

3 番

はい。日本人が日本人の男を見るときはどういう人か分かるけど、外国人が日本人を見たらみんな同じに見えるんですよね。

司会者

多分いろんな証拠がいろいろ出てきたんだと思いますが、それがどういう意味合いの証拠かというところはいかがでしたか。

3 番

ある程度理解できました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方からはいかがでしょうか。

4 番

私の場合は、比較的単純な事件だったので、法医学者の方の証言、それから傷の状態を図で描いて示してもらったりとか、それから凶器そのものを証拠として見せられたりしたんですけど、具体的で非常に分かりやすかったです。本当にすんと胸に落ちたという感じです。

司会者

そうすると、それを御覧になって自分なりに考えをまとめることができたということでしょうか。

4 番

そうですね。その傷の図を見たとき、これはという感じがしました。

司会者

証拠という観点からはいかがでしょうか。7 番の方は、多分多くの方の証言を聞いて、その食い違いみたいなのが問題になった事件だったのかもしれないんです。何かそれの中でこういうところが難しいとか、あるいはこういうところは判断に当たって役立ったとか、何かそんなところでお気づきの

ところがあればお願いします。

7 番

事件が起こってから何年かたった後の裁判だったので、証拠という証拠がないので、凶器も実際のもが見つからず、ないというので、法医学の先生が示すというか、この傷だったらこれじゃないと穴があかないみたいな説明は本当に分かりやすかったです。凶器が写真でしか見れなかったのも、アーミーショップに売ってるというから、ちょっと触りに行きたい、重さとかを体感したかったな、というのをそのときに思っていました。どのぐらいの重さで、その穴が、力がかかって、どのぐらいというのがちょっと想像できなくて、使われた凶器というものがあまりにも自分とかけ離れたものであったので。

司会者

争点の判断の中で被告人がそういう暴行を加えたのかという判断に結び付くところだったようですので、その辺りについて具体的なそういうイメージというか感覚がつかめなかったということなんでしょうか。

7 番

そうですね。

司会者

証拠として証人尋問や被告人の話、あるいは写真等、いろいろなものを御覧になったと思うんですけども、私どもは、法廷を見て聞いて分かるという標語のもとに、法廷での証拠調べ、これを進める、こういう努力をしてるんですが、果たしてそういうものだったのか、いかがだったでしょうか。

1 番

被害者である夫が病院にいて、そこで事情聴取がありました。最初の日に行ったんですけども、とてもショックでした。どういう心境でいるのかなと思いつつ、いろいろ質問をしていいとは言われたので、質問させてもら

ったんですけども、何をどう聞き出していいのかみんな分からなかったというのが現状じゃなかったかなと思います。裁判の中では、焼けた現場の写真とかをスライドでたくさん見せていただいて、私たち火事の現場を見たことのない者にとっては、非常にすごいなと思いながらも、現場の状況としては、そんなに大きな、何というか、そんなに大した燃え方じゃなかったというような判断をされているというのが、自分たちがそれを理解するのに、物すごくギャップを感じました。

司会者

今の1番の方のお話は、その燃え具合といっても、実際に焼損という形で言うとベニヤ板何枚分程度の広さだということのギャップということでしょうか。

1番

そうですね。

司会者

これは判決ではそう認定されてるんですが、実際にその現場の写真の中で見た程度と大分違うんだという印象を持たれたということでしょうか。

1番

そうです。

司会者

その次の問題として、皆様に今伺ったところだと大体その証拠の中身というのは御理解いただけたということであるんですが、他方で多分、分からない点や疑問になった点はいろいろあったのではないかと思います。それがどういうように解決、解消されたのか、これも手続の中で、証拠調べの中であるいは検察官なり弁護人が主張する中で解決されていくと、本来はそういう姿なのかなと思うんですが、その辺りはどうだったのか。よくあるのは、結局は評議室に戻って裁判官が今の手続はこうだったんですという話になって

いるということはないか。もしそうだとすれば、何が分かりにくかったのかという点について伺いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

8 番

私が担当した裁判の中で、ある証拠に対して検察側の言い分と弁護側の言い分が違う証拠がありまして、結局、どういうふうにもとれる証拠、捉えられる証拠というところがあるかと。それに対して、逆に弁護側の、被告人の言うことを正しいとするならば、当然その犯行というのは、その方は関わっていないという結論になってしまうわけで、その辺りを評議室に戻って裁判官が司会になって客観的に裁判員に聞いていって、その意見を結局まとめたということから結論が出たんですけども、そういったことをやっていったというのが非常によかったなと思います。

司会者

今のお話は、説明をしたというよりは、そこでみんなが共通に思ってる疑問点、これを、一つの小さなテーマなんかにしても、それについてその場でみんなで意見を出して整理したということでもいいんでしょうか。

8 番

そうですね。争点に対してやはり重要な影響を与えるところでしたので。

司会者

その両方にとれそうに見える証拠、この意味合いについてそこで少し意見交換をしてみたという感じでしょうか。

8 番

そうですね。

司会者

今みたいところも多分いろんな事件でやってみることはあるんですけども。何かこんなところがあって、ここが問題だったんじゃないかみたいところがもしありましたらお願いします。

3 番

最初のうちは、検察官から見せられたビデオを見たときも理解できなかったんです、正直言って。それで、評議室に戻ってきて、スローモーションというんじゃないくて、何回も繰り返して裁判官が見せてくれたんで、ああ、なるほど、こういうことを言ってるんだなというのが、そこで初めて分かったんです。やっぱり、そうやって中でみんな見たとき、分からなかったらまた戻せばいいよと。裁判所のコートの中だと1回しか見せないの、何言ってるのかなというのが理解できなかったんだけど、評議室に戻ってきて、こういうことを言ってるんですよと裁判官から話してもらって、ああ、なるほどな、そうか、こういうことを言ったのかというのが理解できたんです。

司会者

今の話は、防犯カメラか何かの映像を、これをぱっと見たら分からなかったけれども、評議室でゆっくり再生して見たら分かったということですか。

3 番

そうです。それでこうやって、これどうなのと言って、また戻してくれて、やっばこうだよというのが分かってくるという状況でした。

司会者

そういうような作業は行ったということですね。

3 番

はい。それで、ああ、なるほどなというのが理解できる。最初的时候は、一番初め何も理解できなかったというのはそこなんです。

司会者

さっと流してしまった証拠を、評議室でゆっくり見直してみる作業ということを行ったというお話と理解すればいいですか。

3 番

はい。

司会者

そうすればそれは分かるということでしょうか。

3 番

評議室では、ああ、なるほどなと理解するけど、法廷の中で見たときには、急にぱっと見ても理解できなかつたんです。

司会者

ほかにはいかがでしょうか。

2 番

疑問点はいつどのようにして解消、解決されましたかということで、法廷の場で検察官と弁護人が証拠等いろいろ出されましたけれども、その場では聞けないです。評議室に行って、分からないことは裁判官に聞く以外方法はなくて、何と云えばいいんですか、本当に聞きたかったことが伝えられたかどうかというのは、やっぱり向こうの一方通行で終わってると思います。

司会者

なかなか法廷では消化しきれなかったということになってしまうのでしょうか。

2 番

やっぱりあの席で、聞きたいんですけれど手を挙げて聞くような、そんな人はなかなかいないと思うんです。やはり直接聞けるような雰囲気があったほうがいいのではないかなと思います。手を挙げて、聞きたいんですけどいきなり進行を止めてまで聞ける方は民間人にいるのかなということです。

5 番

私のときは、法廷で活発にほとんどの人が質問をしていました。

4 番

今のお話に関連しますけれども、法廷に慣れてないんで、本当は聞きたいことがあっても聞けないということがありました。被告人に聞きたいことが

一つありましたし、もう一つは被害者が証人として出たんですが、まだけがが完全に治ってなくて、きついことを聞くのは嫌だなというような感じがあって聞かなかったんです。その2点が引っかかってました。法廷で裁判員が質問できるように、あらかじめ何らかの形で裁判官の方からサジェスションがあるといいなという感じがします。

司会者

通常、裁判員はいつでも質問はできることになっていますが、とはいえ、実際は検察官あるいは弁護人がまず質問をすると、その後で裁判所が補充で聞くという流れの中で、後で多分まとめて何か分からなかったところで聞いておきたいことはありませんかという話を皆様に振って質問していただいているという場合が多いんじゃないかと思います。ただ、そのときだと手遅れみたいな、忘れてたりして、後で議論すると、あのとき聞いておけばよかったという話があります。これは多分裁判官もよくそういう経験をするんですけれども。

3番

私の時は、直接聞くのではなくて、裁判長から何か聞きたいことはありませんかと言われて、こういうことを聞いてくれと言うと裁判官のほうで聞いてくれてたんです。直接聞くというと何か抵抗があるような。やっぱり聞いてもらったんで、ああ、なるほどなということに理解したので。

司会者

大体それで3番の方の場合は解消された感じですか。

3番

はい。

司会者

4番の方の言っておられたように、あれ抜けちゃったとか、そういうところがないかどうかみたいな話なんですけれどもいかがですか。

3 番

直接聞くとなると、言葉が足りなくなっていくってしまうのか、自分の言っていることが分かるのかなということがあるんだったら、裁判官に聞いて、こういうことを聞きたいんですかと言ってくれたので、助かったんですが。

司会者

いかがでしょうか。今補充質問の話にはなっているんですけど、多分裁判員の皆様の例えば疑問解決のツールとしては、一番直接的で本当は効果的なのもかもしれません。何かそれを使ってみたかったけれど、でも使えなかったみたいな御経験をお持ちの方はいますか。7 番の方はいかがですか。普通ならここは問題なのに、ここでこのことを聞いてくれるといいのにみたいなことで、もどかしかったとかはありますか。

7 番

隣に裁判官が座っていて、すごくメモをとっていたのに感動して、私も頑張ってメモをとって、質問がそのときぱっと浮かぶと、メモをとる流れで質問をメモしました。自分の疑問点については、後で裁判長から何か質問はありませんかと言われたときに、そのメモを見て意見も出せましたし、私はもう思い残すことはないと感じています。

司会者

質問も御自身でされたんですか。

7 番

はい、何回かしました。

司会者

1 番の方から、先ほど、例えば被害者のところに行かれたという話もあり、質問ができるのかということも触れられていましたがいかがですか。

1 番

最初に被害者の方と面談したときには質問させていただいたんですけど

も、どうしても自分の思いのほうが出、質問の仕方というのがあったなと気づいて、裁判所のほうに戻ったときに、裁判官から質問の仕方があるんだと言われました。やっぱり質問の仕方というんですか、それを教えてもらえるとうよかったかなと思います。最初の法廷では皆さんなかなか意見が出なかったんですけど、そういう失敗をしながらも、いろいろ意見を言っていたと、3日目の法廷のときにはみんないろんな意見が出せたというのがよかったかなと思いました。

司会者

皆様自身がどう疑問を解決されていったか、補充質問についてというところにも話が行ってしまったのですが。こういうところは検察官、弁護人あるいは裁判官にこうしてほしいというところで、何かお感じになられたり問題だなど思われたところがあったらお願いします。検察官、弁護人あるいは裁判官からこういうところをもう一押しというか一工夫というか、あるいは配慮してほしいというところがあったら伺いたいのですが、どうでしょう。

それでは、一応今伺ってきたようなところを踏まえて、皆様の実際担当された裁判員裁判で、法廷が終わりましたというところで、大体この事件はこうなのかなと、これから話合いだぞという前に、皆様なりにこんな感じかなというところは大体つかめていたということなのか、あるいは何かまだもやもやしていて、いろいろ聞かないと分からないなという状態だったのかを伺っておきたいと思いますが、いかがですか。

3番

私の事件の場合、被告人が法廷で自分が説明するときに出てこなかったんです。だから聞くことができないわけです。本当だったら出てきて言ってくれば良いなと。そうすれば、本当にやってるのかやってないのか、そこでまた判断がつくかもしれない。来ないで説明もしなかったら何も分からないんじゃないかと思いました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方からはいかがでしょうか。本日、検察庁、弁護士会からの参加者から、これまでの御意見の御感想と、それからこういうところも聞いてみたいというところがあれば伺いたいと思います。検察官はいかがでしょうか。

宮地検察官

貴重な御意見ありがとうございます。冒頭陳述という形で、この事件はこんな事件でこれからこうして証拠で立証しますというのを一番最初にすると思うんですね。その部分と、その後で引き続いて実際の証拠を裁判の中で出して行って、あるいは証人尋問であったりということになると思うんですけど、そこが非常に密接に関わっていると思うんですが、冒頭陳述をまず聞かれた段階で、大体こんなストーリーなのかな、これから始まるのかなというところは落ちたのか、落ちなかったのか。3番の方のお話だと最初の冒頭陳述だとなかなか理解できなかったというお話でしたよね。

3番

はい。

宮地検察官

実際に証拠調べに入っていくとようやく少しずつ分かってきたという辺りはほかの皆さんどう思われたのかということが1点。もう一つは、先ほど2番の方がおっしゃってたんですけど、疑問点についてその場では非常に聞きにくかったんですというお話だったんですが、それが補充尋問のお話になってましたけど、そうではなくて、そもそも検察官が今やっていることについて、それはどういうことなんですかと思われたことがあるのかなのか。あるとすれば、具体的にどういうところを疑問に思われたのかというところを教えていただければと思います。

司会者

そうしましたら、ちょっと概括的に、今検察官からお話があった、まず証拠調べの前の冒頭陳述、これでその事件の概略といいますか、これからどんなことをやろうとしているのかを含めてですね。それが皆様把握ができたのか。この辺りですね。これはいかがでございますか。できたという方、大体私はできたなと思ってる、あるいは理解できましたという方は挙手でお願いします。

(分かった人挙手 1, 2, 4, 5, 7番)

ちょっと分からなかったな、あのときは、という方。

(分かりにくかった人挙手 3, 8番)

このような分布で、そこはよろしいですか。

宮地検察官

はい。

司会者

次に、疑問点ですね。法廷での訴訟活動についての疑問点、その場で質問しづらかったというお話があってということですが。

宮地検察官

具体的にはどういうことでしょうか。

2番

具体的に覚えてないんですけど、証人の方が来られて質問する場で、質問して答えて初めて聞いていることなんですね。検察官は何回かやり取りしてると思うんですけども、何と言えればいいんですかね、そのやり取りが理解できなかったという点を覚えております。最初に裁判官に聞いたんですけど、疑わしきことは被告人の有利にとということで、プロの方は分かっている、こちらサイドは疑ってるというんですかね。それが証拠ですと言われてもどうなのかなというのがありました。

司会者

多分今の点は、要は証人の話を聞いて、それだけで本当かうそかが分かるわけじゃないけれど、でも本当かうそかを考える材料、これはそこで入手しておきたいと。それが何かあまり十分に得られなかったということになるんでしょうか。

2 番

はい。

司会者

それともう一つは、検察官と証人、あるいは弁護人と被告人がその事件についてあるいはそのテーマについてもう分かり合っているんだけど、初めて来られた裁判員の方は、何これ、という話になってることというのがあってはないかと。現にそれを2番の方は感じたということですか。

2 番

そうです。

宮地検察官

ありがとうございます。

司会者

ほかはいかかでございます。今のに関連して何かこの辺りもというのはありますか。

5 番

私の担当した事件については、最初に申し上げましたけど、弁護側が少し勉強不足だったものですから、攻めてきてても歯応えがないので、もう少し勉強してから来てくれよというようなところがあったので、非常にみんな張り切って質問してました。それと、感じたことなんですけれど、裁判員というのは、検察官でも弁護人でもないし裁判官でもない普通の人になるんですから、多少とんちんかんなことでも、若干ずれていても、やっぱり質問することで、何というのかな、いろんな意味でのヒントが出てくる可能性がある

ので、とにかく法廷で発言して、ほんのちょっとでもいいから裁判に影響を与える、質問すること自体がいいことなんだという風潮に是非してもらいたいなと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、今、検察官のお話を伺いましたので、次に弁護人のお立場からはいかがでしょうか。

牧野弁護士

貴重な、かつ弁護人には厳しい御意見をありがとうございました。特に弁護人に対してですね、証拠の問題よりも先に、主張自体が弱いとか、今、5番の方からは勉強不足だということも出てきて、弁護人からすると、それなりに準備している人もいるし、批判されても仕方ない主張しかしない場合も正直言っているんです。今、私がお聞きしたいのは、例えば4番の方も5番の方も主張が弱いということをおっしゃっているんですが、例えば4番の方は、不倫のトラブルの事件で、量刑でもやもやしたということですが、弁護人の主張が何を言いたいかわからなかったということは、主張の段階で、不倫のトラブルのこの事件について被告人をもっと有利にする事情を、主張としてみっときっちり言っておいてくれればよかったということですか。

4番

そうですね。ですから、質問して情状に関わる部分をもっと引き出すべきだったんじゃないかと私は思ったんです。

牧野弁護士

5番の方も、具体的証拠があったならあったとして、弁護人側は、こういう点からまだ殺意を争えるんじゃないかとか、何かやり方があったのにその主張が弱かったということですか。

5番

はい、そういうことです。

牧野弁護士

ここから先なんですが、主張自体をしてないと、裁判は代わりに主張することができないので、主張してないことはやっぱり弁護人にとっては決定的なミスになるんですが、それを補う意味で、できるだけ補充質問をされたと。これは素晴らしいことだと思うんですが、補充質問をされて、弁護人の主張の弱さはある程度埋まったという感触はあるでしょうか。それとも、やっぱり弁護人が主張してくれないと埋まらないという不満は残ったのか。4番の方、5番の方だけじゃなくてほかの方でもいいですが、その辺はいかがでしょうか。

5番

私の印象としては、確定的な証拠があるわけですよ。それを崩すのに情緒的なことではなかなかそれは崩せないですよ。そこを崩すのに家庭環境がどうのこうのと言っても、ちょっとそれはずれてるんじゃないかなという印象が私の事件ではありました。

牧野弁護士

5番の方の事件では、だまされたということへの復讐で行い、最後は人違いに気づいたということだけど、例えば、だまされたぐらいで、半殺しにはするけど、人殺しまで皆さんするのでしょうかというような主張があってもよかったということになるのでしょうか。主張しておいてもらわないとやっぱり足りなかったかなという感じですか。

5番

そうですね。

牧野弁護士

分かりました。あともう1点だけ、これは皆さんにお伺いしたいと思えますけれど、分からないことが出たときに、裁判官、特に1番の方は、最初全然分からなくて、3回目でいろいろと分かって裁判官に助けられたとおっし

やっていて、裁判官は確かに助けてくれるんですが、例えば5番の方は、裁判員同士の間でのディスカッションの中で疑問点が解消するというのもあったかどうか、皆さんからお聞きしたいと思うんですが。

司会者

一般論というか、個別のこういうテーマでという話じゃなくて、皆様の中で、私はここが解消したんだという御体験があれば御紹介していただければと思いますが、いかがでしょうか。

3番

先ほどと同じような話になっちゃうんですけど、評議室の中でビデオを見て、みんなでこれはどうだということでやっぱり理解はしました。法廷の中では、ざあっと1回しか見てないんで、どうだったのかって分からなかったんだけど、結局それを評議室に戻ってきて、戻したり何回も見ていて、やっぱりそれで、ああ、やっぱりそうだよなというふうに分かる。それはありました、確かに。

司会者

ほかはいかがでしょう。

1番

この事件でどういう判決を下すべきなのか、そのためにこうやってみんなで評議しなければならないのかというのを理解するのに時間がかかったんです。事件自体は、親の介護とかそういうのは自分も経験してるから重々分かるんですけど、どうしてそういう心理に被告人が至ったのかというだけでなく、そのことよりも量刑、結果的には量刑を評議してるということ。それが理解できたのは3日目になってからでした。それまでは、被告人がどんなふうな心境でこういう事件をしようとしたのかとか、なぜそこまでしなきゃいけなかったのかとか、そういうことは思っていました。刑を決めるということとの関係で、被告人の気持ちは少々不安定な精神状態の中にあっただい

うことは3日目に分かったことと、この裁判で裁判員が集まって何を評議しなきゃいけないのかというのが分かったのが3日目ということなんですね。そういうことです。

司会者

ありがとうございます。よろしいですか。

牧野弁護士

結構です。

司会者

それでは、次に、今までは法廷でのことを中心に伺ってまいりましたが、当然リンクはしてるわけですけれども、評議、主としてここから先は、評議室に入りますと、今度は裁判官だけが裁判員以外だといることになります。そこで裁判官の説明とかあるいはその議論の進め方、この辺りがどうだったかという話を順番に伺ってまいりたいと思います。まず、法律上も、法律の解釈とか、あるいは制度ですね、これは裁判官が法律について御経験のない皆様に説明するということになっています。それは皆様にとって十分判断できるだけ分かりやすいものとしてされたのかどうか。アンケートの中では裁判官の説明は分かりやすかったということになっているんですけども、本当ですかとお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。量刑の考え方の説明は多分あったと思うんですけども、それでこう考えていくんですよということの説明が、ずっと自分で理解できたということなのか、何か大分私たちの感覚と違うなとか、その辺りは率直なところどのように思いますか。

1 番

裁判員と裁判官で何を評議するのかというのが分かったのが3日目で、それですぐ判決を決めなきゃいけないということになって、その基準についてスライドで一応事例を見せていただいたので、そういう基準で判断するのか

と。それで、こういう事例があるということで、自分で判断ができたので、そういう量刑になるんだなというのは分かりました。

司会者

今のは評議の中身というんじゃなくて、裁判官からの量刑の傾向の説明というところで、それはそういうものだということを自分の中に落とし込んで議論ができた、ということですか。

1 番

はい、そうです。

司会者

ほかの方からはいかがでしょうか。多分いろいろ法律の説明、あるいは量刑の考え方の説明で自分たちの感覚と違うなというところは、これは多分あるんじゃないのかなと思うんですね。最終的には法律の問題は従っていただくということにはなってしまうんですけども、従うにしても、でもここは分かったからそれで納得ということなのか、やっぱりもやもやのままだったか、その辺りをどんなふうに当時感じられたのかということなんですけれども。

3 番

私の事件の量刑よりも、そのときに話題になった別の事件に対して執行猶予が付いて、何でこの被告人は実刑なんだろうと。逆じゃないかなと思ったぐらいです。

司会者

要は、このジャンルの刑の傾向というのは分かると。だけど、ほかのよく報道なんかされてるのと比べて、何でこっちは重くてあっちが軽いのかと。これがちょっとよく分からなかったと、こんな疑問を持ったということでしょうか。

3 番

はい。

2 番

いまだに残ってるもやもやがあるんですけども。裁判官の説明は的確でよく理解できました。理解すればするほど日本の法律は間違ってると感じました。まず、お酒を飲んで飲酒運転するというのがよくあると思うんですけども、誰も人を殺そうと思って酒を飲んで、ちょっとだから帰ろうと思わないですよ、人を殺してやろうなんて。私の事件は覚せい剤だったんですけども、覚せい剤を販売すること自体が悪いんですよ。それをばらまいてることより、酒を飲んで運転してひき殺したほうが重いんですよ、罪は。その辺がちょっと理解できなかった、もやもやというのがいまだにあります。量刑の、説明を受けてグラフとかいろいろ見せてもらったんですけど、いまだにもやもやというのは残っております。

司会者

このジャンルの傾向はそれだとしても、ほかと比べてなぜこうなのということがやっぱり腑に落ちないわけですね。

8 番

今回私が担当した事件の中でも幾つかの罪を一つにしてということで、この辺の量刑の考え方については、裁判官から説明を受けてよく分かりました。他方、認定については、評議の中で、合理的とか不合理という普段使わないような言葉が出てきたりして、使い慣れている裁判官の意見の重みが違うな、と感じたことは幾つかありましたね。

司会者

例えば、その意見を言う順番で流れが、これは結論がどうなるじゃなくてですよ、流れが変わったかもしれないなどお感じになられたりしたことというのはあるんですか。

8 番

その辺については本当に裁判官がうまく全員の意見を公平に拾って、それを例えばホワイトボードに書いて、各自、要はその人に対して否定的な意見を言わないようにとか、全ての人に意見を言わせるようにして、最終的にうまく裁判官が判断するということが非常によかったですと思います。

司会者

要するに、裁判官が最後に意見を述べたということなんですね。

8 番

そうですね。

司会者

ほかの方の御経験でもどうでしょう。結論がどうだったという話は抜きにして、まさに裁判官の意見を述べるタイミングとか、あるいはその意見の聞き方とかですね。この辺りで、こういうところが問題じゃないかとか、あるいはこうしてもらったからよかったとか、何かそんな御経験をお話しいただけるといいなと思うんですけども。

5 番

私のときは、裁判官は入っていない休み時間などの時間帯にそれぞれから話が出て、こんな疑問点があるんだけどとか、そういうものがたくさん出たんですよ。もちろん裁判所としての説明、裁判官の説明がよかったことももちろんあるんですが、そういうディスカッションがよかったんじゃないかなと思いました。

司会者

裁判員の方だけで気の置けないところでいろんなお話をされる、これは当然あるんですけど。それはやっぱりまたオフィシャルなというか、裁判官のいるところで議論をして、結論としてみんなであるべきところを決めるという理解でよろしいですか。

5 番

そこでは決めてはいないですよ。疑問点をみんなで話し合うことによって、ある程度集約していくのかなということです。

司会者

みんなが同じように感じる疑問点みたいなのを自分たちの雑談というか、そういうところを出しあったのですか。

5 番

裁判官がそれを説明してしまうと、そういうように誘導しているのかなとも思われがちなので、ささいなことでも裁判員が話すことによって、だんだん私たちの感情が、最初は量刑が低かったのが高くなったり、高かった人はちょっと下がってきたりという感じでした。

司会者

コンセンサス作りみたいなのも、自分たちで疑問を解決する中でできてきたなという御経験があるということでしょうか。

5 番

はい。

司会者

ありがとうございます。ほかの方からはいかがでしょうか。

3 番

裁判長が中に入って、言葉で言えば雑談みたいにして、裁判員の人たちとコミュニケーションがとれるように作ってくれるから話すようになっていくわけです。最初的时候は誰一人何も言わないわけです。裁判長や裁判官とのコミュニケーションのとり方というか、いろんな雑談でね、こういったことは隣の人とどうするこうするとかいろいろ話したときにやっぱりいろんな話が出たので、ああ、なるほど、こういうふうになればやっぱりいろいろと言えるけど、最初的时候は一言も言わないぐらいにみんな黙ってるわけです。お互い隣の人ばかりだけど。それとやっぱりさっきの話じゃないけど、お

昼の食事のときに、どうだったこうだったと言って、写真とビデオを見たり何だかんだしながらだったし、それはよかったなと思ってるんです。何もしなかったら、みんなずっと黙って弁当食ったりで終わってしまう。これはおかしいよな、やっぱりこうだよなとか、雑談かもしれないけれど、お昼のときに、そういう話が出るわけです。それがなかったら全然話せなかったんじゃないかと思って。それはやっぱり裁判長なりのコミュニケーションのとり方のうまいところかなと思っています。

司会者

コミュニケーションについては割とお褒めをいただくこともあります。それをそのとおりに真に受けていいのやらなんですけれども。スキルというか技術の問題で、国民の視点や感覚とプロの専門性のコラボというところで、その環境作りには無論、今のお話にあったように意味があるし大事なんですけども、中身というところで、こういうところはよかった、こういうところはまずかったみたいなところ、さらにもう少し意見を伺ってまいりたいと思いますが、どうでしょうか。例えば、裁判官が、当然裁判官も1票持ってますから意見を言いますし、皆様とまた意見を交換する中でこちらも変えていくことがあるし、先ほどのお話で皆様も変えたところがあるという話があったと思うんですが、それでもやっぱりこのタイミングでこういう意見の言い方はないだろうとか、あるいはこういう進め方だとちょっと寄っちゃうんじゃないかとか、こんな御経験、感じ方をされた方、これはいらっしゃいますでしょうか。

2番

進め方や裁判官の説明は的確によく分かったと思うんですけども、ルールというかグラフを見せてもらったり、そういうのを見るから、この山の谷でおさまったりというのがあったんだと思うんですけども、あれ何も分からなくて、裁判官3人と一般の方6人でいきなり、はい、どうぞということ

で量刑を出した場合には、同一にはいかないと思います。何と云えばいいんですかね。全部見ちゃった最後に選挙じゃないですけど、やったんで、ある程度おさまったと思うんですけど、いきなり、はい、どうぞと何も資料がないときにやった場合には、いろいろギャップが出たと思います。

司会者

量刑はある意味で言うと、これは法解釈、ルールの問題があるので、ああいう進め方を、これは多分どの裁判体でも今はやってるんだと思うんです。無論それが、先ほど御意見があったように、ずっと腑に落ちると言えるのかどうかということだと、ほかのジャンルの事件と比べて何でこっちが重いとかこっちが軽いとかということはあるんだと思うんですけど。一応、刑を決める上での公平性と、あるいはあるべきところ、あるべきというのは、要するに法律全体で見たときにきちんと説明のつくようにしていくということで、量刑グラフをツールとしても使いながら行ってるところがあり、そこは御理解いただいた上でということを進めさせていただいてるんですが。いかがでしょうか。

4 番

私が関与した事案では、裁判員の方全員が同質といいますか、普段から新聞を読んだりテレビのニュースを見たりして、相場と言ったら悪いんですけど、事件に関する相場観みたいなものが割合近かったような気がするんです。

司会者

皆様が初めて裁判に御参加されて、しかも法律で意見を述べなければならぬ、こういう話で評議に加わられています。そのときに自分の意見をほかの人の前で述べる、あるいはほかの人の意見を聞いて、さらにまた自分の考えを次にこれはどうだということを書いていく、この辺りについて御苦労されたり、あるいはこういうことがよかったとか、こういう点がつらかったとか、お感じになった、あるいはお考えになったこと、これを最後に伺わせて

いただきたいと思います。順番に伺わせていただいてもいいですか。

1 番

自分の経験をもとに意見を出すということが多かったんですね。そういう経験もないんだろうなという人は、ストレートにいろんな思いを被告人にぶつけられるというところがちょっと違うかなと思いました。ストレートで、いろいろ私情を挟まないで聞けるところが、いろんな裁判員がいると、自分自身も勉強になったなと思いました。

2 番

意見を言わせていただきましてありがとうございます。裁判官の意見の述べ方で気になった点がありますかということで、大分気を遣って、6人の裁判員の方に気を遣われて大分苦労されたのかなという、それぐらいです。お疲れさまでしたみたいなの。本当に大分気を遣われていたと思います。

3 番

皆さん、やっぱり裁判官の指導というか誘導というか、言葉で言うと楽しさせてくれるというかな。それによってやっぱりいろいろ話ができたといいんで、それはよかったなと思ってるのが私として一番の感想です。細かいことはもう言ってもきりがないので。自分がこうやって参加して楽しかった、楽しかったと言うとおかしいかもしれないけど。難しいなと思うのと同時に、やっぱりこういうふうなときに、うーんと考えて、どういうふうに、みんながどう考えとってかってやっぱり考えるときに、ああ、なるほどなというのが、今までそんなに気にしてなかったようなことが、こういう裁判所に来て初めて気がついたことが結構ありますので。本当に裁判員裁判に参加して皆さんと同じようによかったと思ってます。

4 番

私の場合には裁判長と判事の方と判事補の方と3人いまして、割合役割分担が上手にできていて、非常にしゃべりやすかったですね。判事の方が舞台

回してみたいなことが非常に上手で。裁判長はあまりお話しにならないんですけど。割合意見が活発に出たような気がします。あれはなかなか、意図してやったんじゃないかなと思うぐらい、よくできていたと思いました。

司会者

御自身の意見を述べる上でも。

4 番

そうですね。全体の雰囲気じゃべりやすかったですね。

5 番

私の事件は、非常に裁判がうまくいったなという感じがありました。今後いろんなことが世の中あると思いますので、是非裁判所は政治に負けないで中立にやっていただきたいと。そのために今日参加させてもらいました。よろしくをお願いします。

司会者

ありがとうございます。

7 番

最初は意見を言えるのかなと思ってたんですけど、頭のいい方についていこうと必死になって、意外に自分の意見が言えるようになっていったんですね。いい経験をさせていただきました。

司会者

最初は尻込みするようなところもあったんですか。

7 番

メモをとるのも何年ぶりみたいな感じだったので、ついていけるかなと不安だったんですけど。自分でも意外なほど、あっ、できるじゃんと思いました。

8 番

意見が活発に出る方もいらっしゃいますし、そうでない方もいると。例え

ば会社でプレゼンが上手にできる人がいるように、話が上手な方もいまして。一人一人の意見に対して、裁判官がそれぞれの意見に対して真摯に対応していたと私は思っています。その中で、結局、最後は自分の考えをしっかりと持つことが大事なのかなと思いました。

司会者

この点も言っておきたいとか、あるいはこういうところに配慮してくれみたいところがもしありましたらお願いします。

3番

これどうですかこうですかと雑談しながら裁判長が言ってくれるんですよ、いろいろと。そうすると、ああ、こう言ってるんだったらこう言ってもいいとか、気やすく言えるか、本当に固くなって言えるかという。私の裁判長の場合は、こういう裁判員裁判を何回かやってるらしいんで、結構気やすく言ってくれるんで、あっ、そうかとかいうふうに言えると。気やすく言えるような雰囲気を作るというのがやっぱり大事じゃないかと思うんです。

司会者

それは是非心がけてまいりたいと思います。それでは、検察庁、弁護士会のそれぞれの参加者の方から付け加えて聞いておきたい、あるいはこういうことということがありましたら伺いたいと思います。

牧野弁護士

最終評議まで行くと裁判官がうまくリードしてくれて、みんなが意見を出してくれるんですが、経験者の声を聞くと、審理の途中で、果たしてこのままで私は意見を言えるのだろうかということが非常にプレッシャーになったという声を聞くこともあるんですが、それは皆さんもそういうプレッシャーを感じたんでしょうか。

司会者

最終の評議のときには、今のお話だと大体皆さん意見を言えたということ

なんですけど、裁判がまだ続いている中で、私はこれで意見を言えるんだろうかと、そんなのが心配だったとか、こういうふうに思われていた方はいますか。例えば法廷から帰ってきたときぐらいを基準にお尋ねしたらいいんでしょうか。

牧野弁護士

そうですね。

司会者

法廷から帰ってきたときを基準に、私は意見を言えるだろうかということ、何かドキドキ不安だったとか、こんな思いをお持ちだったかどうかということなんですが。7番の方はそういうお気持ちだったんですね。

7番

そうですね。

司会者

そこを御説明いただければ。

7番

人に対して自分の意見を言うという機会がなかったので、自分の気持ちを言葉にまとめて、それを皆さんの前で言うというのは、今もそうなんですけど、それはすごい緊張して、できるかなと思ってたんですが、一回やっちゃうと慣れてくるというか、できるもんだなという感想を持ちました。

司会者

ほかの方からはいかがでしょうか。今7番の方からそういう御紹介がありましたけど。

8番

やはりこういう法廷の場に初めて裁判員として参加すると、雰囲気にもまれてしまうというところがあるんです。それでやっぱり質問というのは非常にしづらかったですね。私の場合は、質問されづらい方は裁判官が代理で質

問するのでということで、代わりにしてもらったということがありました。

3 番

評議室へ入ってきて雑談しながらでも、何かお聞きしたいことはありますかと裁判長から言われて、こういうことを聞いてくれますかと言って、自分が直接言わずに、裁判官から同じように質問をしてもらいました。そのほうが何か安心するというか、評議室に戻ってきたときだったら、雑談じゃないけど、こうやってこういうことを言いたいんですよということを言うことができるけど、そのとおり自分の思ったとおりのことが法廷で言えるかどうかという、ちょっと不安でした。

司会者

検察官からはいかがでしょうか。

宮地検察官

感想でよろしいですか。本日は大変率直に、また貴重な御意見を賜りまして本当にありがとうございます。本日のお話の中で、最初の冒頭陳述の段階で必ずしも皆さんに御理解いただいていたわけでもないことも分かりましたし、それは事案の特殊性みたいなものもあって、非常に難しい事件だったのかなというところもありますが、そうは言いながらも、検察官としてはできる限り最初の段階でストーリーを分かりやすく提出して御理解いただいた上で証拠調べに入っていくということを工夫しようとしております。本日の御意見を参考に今後また精進していきたいなと思っております。また、証人尋問の際に、どうしても当事者は何回か打合せをしますので、こういう証拠関係でこういう証言が出てくるということが分かりながら話を聞いてしまうところがあるのですが、それがまた初めてお聞きになる裁判員の皆さんからするとちょっと分かりにくいなと思われたというのは本当に貴重な御意見でして、そういったことを踏まえた上で今後さらに工夫を重ねていきたいなと思っております。どうもありがとうございました。

司会者

本日は本当に貴重な意見をどうもありがとうございました。また，長い時間大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上